



感染症情報 FAX

2020年1月6日

令和2年1月1日より

全数把握感染症の発生届出様式の一部が変わりました。

今般、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱の患者の発生が増加していること等を踏まえ、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する感染症等について、**患者が感染した地域及び期間**を正確に把握し、早期かつ確実に当該地域への渡航者に対する注意喚起等を行うことができるよう、届出様式を改正し、令和2年1月1日から適用することといたしました。

【改正の内容】

様式における感染地域の項目に「**渡航期間**」を記載項目として追加すること

※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。
渡航期間（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日
国外居住者については 入国日のみで可）

【様式が改正された感染症】

◆一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト
マールブルグ病、ラッサ熱

◆二類感染症

中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、
鳥インフルエンザ（H7N9）

◆四類感染症

ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリア

◆五類感染症

侵襲性髄膜炎菌感染症、水痘（入院例に限る。）、風しん、麻疹

※届出基準・発生届は、
和歌山市感染症情報センターHP（<http://www.kansen-wakayama.jp/>）に掲載しています。